

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

来年から国際観光旅客税が始まります。

Q 来年から日本から海外に出国する際に、税金を徴収されると聞きましたが、これはどのような制度でしょうか？

解説

観光先進国実現に向けた財源を確保するため、「国際観光旅客税」が創設されました。納税義務者は、**来年1月7日以降**に出国する方を対象としております。

1. 国際観光旅客税の概要

1	納税義務者	船舶又は航空機により日本から出国する旅客（ 国際観光旅客等 ）
2	税率	出国1回につき1,000円
3	納付方法	チケット代金に上乗せする等の方法
4	導入時期	平成31年1月7日

2. 国際観光旅客等とは？

国際観光旅客等とは主に、

- ① 出入国管理及び難民認定法による出国の確認を受けてから日本を出国する観光旅客その他の者
- ② 航空機により日本を經由して外国に赴く旅客（**24時間以内に出国する者は非課税**）等のことをいい、「観光旅客その他の者」には、**観光旅客のほか、例えば、ビジネス、公務、就業、留学、医療などの目的で出国する者も対象に含まれます。**

3. 非課税等となる者

課税されない者	判定
① 船舶又は航空機の乗員 ② 強制退去者 ③ 政府専用機等により出国する者 ④ 出国後、天候その他やむを得ない理由により外国に寄港することなく本邦に帰ってきた者	不課税
⑤ 乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者） ⑥ 天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船又は搭乗していた者 ⑦ 2歳未満の者	非課税
⑧ 日本に派遣された外交官、領事館等（公用の場合に限る） ⑨ 国賓等 ⑩ 合衆国軍隊の構成員及び国連軍の構成員等（公用の場合に限る）	免税

要するに…

来年1月7日以降に出国する場合、1,000円の税金がかかります。1月7日以前に出国のチケットを購入している場合は、原則として課税されないこととなります。